

令和6年中に家屋を新築・増改築・取り壊したみなさんへ

家屋の固定資産税・都市計画税は毎年1月1日現在に存在するものに課税されます。次のような場合は手続きが必要です。

◆新築・増改築をしたとき

令和6年1月2日以降に新築・増改築された家屋は令和7年度から固定資産税・都市計画税の課税対象になります。課税のもととなる評価額を算出するため、家屋の構造、間取り、資材、建築設備などを確認する家屋調査を行います。

登記を完了された人から、順次連絡します。ご協力をお願いします。

◆取り壊したとき

登記されている家屋は法務局で滅失登記を行ってください。未登記の家屋は税務課 固定資産税第2係にご連絡ください。

※家屋を取り壊すと、土地の税額が変わる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

◆未登記家屋の所有者を変更するとき

売買や相続、譲渡などで所有者が変更になった場合は、税務課 固定資産税第2係に届け出が必要です。

◆建物の登記について

建物を新築や増改築、取り壊した場合には、不動産登記法により登記をしなければならないと定められています。

登記の手続きについては、奈良地方法務局 登記部門 (☎0742-23-5230)にお問い合わせください。

問合せ＝税務課 固定資産税第2係(内線285)

地域の絆応援助成金事業 (奨学金返還支援事業)

奨学金の貸与を受けて大学等を卒業し、奨学金の返還を行っている人に対して、奨学金返還額の一部を助成します。

助成金額＝奨学金返還額の3/4(月額換算の上限1万5千円、年間最大18万円)

助成期間＝最大36カ月(3年間で最大54万円)

対象＝①～③をすべて満たす人

- ①市内に定住している
- ②市内に本社を有する中小企業に正規雇用されている、または一定の専門資格を有しその資格に基づき市内の社会福祉事業所等で正規雇用されている
- ③助成金申請初年度の4月1日に30歳未満

※助成金の申請には、ほかにも要件があります。詳細はホームページをご覧ください。

※令和5年度奨学金返還分について、令和7年3月31日まで、助成金の申請を受け付けます。

申込・問合せ＝企画政策課(内線241)



不動産表示登記無料相談会

境界問題、表示登記に関して、奈良県土地家屋調査士会による「全国一斉 不動産表示登記無料相談会」が開催。対面(来館)、電話、Web (Zoom) による実施です。

※事前予約優先。

日時＝11月10日(日) 10時～16時30分

場所＝奈良県土地家屋調査士会(奈良市東紀寺町二丁目)

申込・問合せ＝11月8日(金)までに電話で奈良県土地家屋調査士会(☎0742-22-5619)へ

(税務課)

◆昭和24年11月2日～昭和24年12月1日生まれの人へ…今月下旬ごろに、「後期高齢者医療被保険者証」を書留郵便で発送します。(保険年金課医療係)